

No.	資料名	頁	項目名	質問	回答
1	公募設置等指針	P6	9. 事業期間	図表1.9-1 事業期間 において、公募対象公園施設及び特定公園施設の工事期間がR8年度（R8年4/1～R9年3/31）となっておりますが、工期が12ヶ月に及ばない場合、飾磨中央公園の既存遊具がある側は、事業者の工事着工するまで供用し続けることは可能でしょうか。	可能です。供用可能範囲については、本市と協議により決定するものとなります。
2	公募設置等指針	P6	9. 事業期間	公募対象公園施設の管理運営の期間が最長で19年であり、10年後に更新が必要ですが、基本的に申請すれば更新が認められるという認識でよろしいでしょうか。	Park-PFI協定書の第41条に記載がありますが、本市のほうで審査し、公募設置等計画に合致している場合に更新できるという条件が記載されています。またこれに関わらず、同条第2項には、本協定や関連契約に違反がある場合などは更新が認められません。
3	公募設置等指針	P6	9. 事業期間	公募対象公園施設を作って、特定の事業者に入っていた場合、運営を他事業者に委託する期間は、9年とすべきでしょうか。	9年とする方法もありますが、19年とした上で条件を付す事も考えられますので、どのような契約がよいかは各事業者でご判断ください。
4	公募設置等指針	P6	9. 事業期間	公募対象公園施設の設置許可期間の更新について、他市で更新されなかった事例はあるでしょうか。	Park-PFIが始まってから10年経っていないので、事例はないと考えられます。
5	公募設置等指針	P7	3. 公募対象公園施設の整備に関する条件	ガスについては現状何もなく、引込新設工事が必要という理解でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P7に記載の通り、新規の引込をお願いします。また、その費用は事業者の負担となります。
6	公募設置等指針	P7	3. 公募対象公園施設の整備に関する条件	電線が地中埋設の為、新たな引込に時間と費用が掛かる事が想定されます。事業者決定後の協議で間に合うでしょうか。工事中の電気供給は間に合う見込みがありますか。	整備に伴う各インフラ（電気、上下水道、ガス、通信等）管理者との協議は、事業者に行っていただきます。必要に応じて事前に各インフラ管理者に確認をお願いいたします。
7	公募設置等指針	P7	3. 公募対象公園施設の整備に関する条件	公募対象公園施設に入ると想定される売店、飲食店等の広告物・建築物・デザインに規制はありますか。	広告物は、姫路市屋外広告物条例のてびき（都市公園は第2種禁止地域等）に適合するものとしてください。建築物は、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認められません。デザインは、色等の規定はございませんが、訪れてみたくなる魅力的なデザインを計画してください。また、その他規定については、公募設置等指針に示すとおりです。
8	公募設置等指針	P10	3. 特定公園施設の整備等に関する条件	飾磨の表示のある駅舎風のオブジェは、姫路市負担での撤去対象になる可能性がありますでしょうか。	オブジェ全体を使用する場合は撤去しませんが、一部分のみを使用する場合には協議により撤去範囲を決定します。
9	公募設置等指針	P10	3. 特定公園施設の整備等に関する条件	駅舎風のオブジェの改修は市で予定されていないでしょうか。また、少し改修したい場合は、事業者負担での実施ですか。	本市では改修を予定していません。改修したい場合は、事業者負担で実施していただくことになります。
10	公募設置等指針	P11	4. 特定公園施設に求める必須提案施設	最下段に「想定する公園利用者数に応じた施設数」を提案して下さいと記されているが、「現状の公園利用者数や利用者属性等に関するデータの開示」は可能でしょうか？	公園利用者数や利用者属性等に関するデータは収集しておりません。公園再整備後の公園利用者数を想定し、事業者の考える施設数を提案してください。
11	公募設置等指針	P12	4. 特定公園施設に求める必須提案施設	「既存樹木の活用や更新・再配置を検討してください」と記されているが、「既存樹木の樹種・場所・高さ等がプロットされた図面」はいただけますか？	資料9 植栽平面図を掲載いたします。 ※現状とは異なる場合があります。
12	公募設置等指針	P12	4. 特定公園施設に求める必須提案施設	既設トイレの台のスペースが狭いので、洋式の便器を置いた時に狭くなるのではないのでしょうか。その場合、撤去後に新設という事になりますが、その場合の撤去費用の負担区分はどのように考えていますか。	既設トイレの躯体を活かした再整備の場合でも扉の変更や壁の配置変更等により洋式化は可能と考えております。本市による既設トイレの撤去は想定しておりませんが、費用負担については、別途協議とさせていただきます。

No.	資料名	頁	項目名	質問	回答
13	公募設置等指針	P13	6. 特定公園施設の整備費用の負担	民間で見積りする場合と違い、公共積算では非常に細かな項目を積み上げていく形になりますが、公共積算に合わせた見積りとなるでしょうか。	提案時の見積りは民間に合わせていただいて結構ですが、認定計画提出者には最終的な計画内容とその工事費内訳（公共積算に活用できる項目）を提出していただきます。
14	公募設置等指針	P13	6. 特定公園施設の整備費用の負担	費用負担について、公共の基準は一般の者でも確認できるでしょうか。	下記URLに積算図書一覧表等を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000000565.html
15	公募設置等指針	P16	4. 経費に関する事項	遊具の修繕について、20万円未満は指定管理者負担で、20万円以上は市負担で間違いないでしょうか。	間違いはありません。ただし、それは1件当たりの条件であり、同時に複数箇所の合計が20万円以上となっても個々の修繕費が20万円未満であれば、指定管理者負担となります。
16	公募設置等指針	P16	4. 経費に関する事項	自主事業で芝生広場を使ってイベント等を開催する場合は使用料が発生するでしょうか。 また、事業計画を検討する場合は、そのようなイベント開催を見込んで作成したほうがいいでしょうか。	占用する面積に応じた使用料が発生します。 面積当たりの使用料については、内容によって単価が変わりますが、姫路市立公園条例において決められています。 イベント等の開催を想定されている場合は、事業計画に記載ください。
17	公募設置等指針	P18	1. 公募への参加資格	法人1社でも応募可能という事ですが、設計・施工が同じ会社でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
18	公募設置等指針	P20	図表5.2-2 応募申込書類及び公募設置等計画等の提出書類一覧	提出書類のうち、財務諸表の提出については「任意」と記されているが、財務諸表は提出しなくても、「様式4に、財務状況についての記載及び関連するデータ等があれば評価していただける」という認識でよいでしょうか？	図表5.2-2の「任意」は様式としては任意である旨を示したものであり、直近3年間の財務諸表の写しについては提出願います。
19	公募設置等指針	P20-P21	2. 公募の手続きに関する事項等	提出内容において、提出後に施設整備計画、それに付随する数値計画を修正することはできますでしょうか。具体的には、公募対象公園施設の敷地の大きさの増減など。	公平性を担保する観点から提出後の計画修正を行うことはできません。ただし、本市と協議のうえが必要に応じて修正する場合については、この限りではありません。
20	公募設置等指針	P21	(ア)応募申込書類及び公募設置等計画等の作成方法	「副本（法人等の名称を特定できないようにした正本の写し）」と記されているが、この場合の法人等とは、「公園の整備・管理運営に係るすべての法人名」でしょうか？それとも「代表法人名のみ」で良いのでしょうか？	グループでの応募の場合は、応募グループを構成する代表法人及び構成法人の全ての法人を指します。
21	公募設置等指針	P32	5. リスク分担等	指針の32ページに記載の指定管理を受けた期間中に事故が起きた場合の責任区分について、例えば子どもが遊具で怪我をした場合や、運が悪くて後遺症を患ってしまった場合の指定管理者の責任区分はどうなるのでしょうか。	瑕疵があるものについては責任を負うことになります。
22	公募設置等指針	—	—	駅舎風のオブジェについて、公表されている図面には記載されていませんが、駅舎風のオブジェの図面はあるでしょうか。 正確な位置を把握した上で遊具の配置検討を行いたいと考えています。	資料10 休憩施設詳細図を掲載いたします。 ※現状とは異なる場合があります。
23	指定管理業務仕様書	P4	1. 管理業務	遊具については既存遊具を使う提案でも良いというご説明がありましたが、定期点検結果や市の点検結果の資料をいただくことは可能でしょうか。	定期点検結果はございますが、ホームページに公表はできません。 ただし、閲覧は可能ですので、確認が必要な場合は、メールにてご連絡いただき、姫路市役所までお越しく下さい。 E-mail：koenryokuchi@city.himeji.lg.jp

No.	資料名	頁	項目名	質問	回答
24	Park-PFI基本協定書(案)	P3	第9条	本件は開発許可不要の公益上必要な建築物（都市公園法第2条2項に規定される公園施設）に該当しますか。それとも開発許可が必要でしょうか。	開発許可不要の公益上必要な建築物に該当し、開発許可は不要となる事を想定しておりますが、事業計画事前申請書をまちづくり指導課へ提出してください。
25	Park-PFI基本協定書(案)	P22	第69条第2項	特定公園施設譲渡契約の計算式は規定に記載がありますか。	令和7年5月2日に公表した特定公園施設譲渡契約書（案）をご覧ください。
26	特定公園施設譲渡契約書(案)	—	—	特定公園施設譲渡契約書はいつ頃公開されますか。	特定公園施設譲渡契約書（案）は令和7年5月2日にホームページに掲載しましたので、ご確認ください。
27	様式集	—	様式集一覧	様式集一覧にA4サイズで枚数の指定がありますが、A3サイズでも可という記述もあります。A3サイズはA4サイズ2枚分とカウントされますか。	枚数が合っていればサイズは問いません。
28	様式集	—	様式集一覧	様式ごとの「電子データ（データ形式）」で、（Excel, PDF）（Word, PDF）と記載されている場合、「Excel (Word) でもPDFでもどちらでも良い」という理解でよろしいでしょうか？	データ形式が2つ並記の場合は、その両方をご提出願います。なお、公募書類の作成にあたっては、公募設置等指針P21～22に示す「(ア) 応募申込書類及び公募設置等計画等の作成方法」を併せてご確認ください。
29	様式集	—	様式3－4－別紙	様式3-4-別紙について、「法人の代表者等」の欄がありますが、代表者とはどこまでの範囲でしょうか。また住所は自宅でしょうか。	「法人の代表者等」とは、代表者、取締役、監査役です。執行役員は含みません。また、住所は自宅です。
30	様式集	—	様式4	実施体制は、土木設計、施工業者等について、未確定の場合は、検討中とかという表現で差し支えないでしょうか。	土木設計、施工業者等を構成法人とする場合は、事業の実施体制や財務健全性等も評価対象となるため、全ての事業者を記載し提出してください。土木設計、施工業者等を協力企業として業務を委託する場合は、提案時に想定事業者の提案を求めるものではございません。なお、公平性を担保する観点から提出後の計画修正を行うことはできませんが、本市と協議のうえで本市が認める場合は、この限りではありません。
31	様式集	—	様式5	様式5については「A4タテ規格で枚数は4枚」と記されているが、様式5の【記載事項】には「別途、図面（配置図・平面図・イメージパース等を任意様式で提出」と記されていることから、様式5は「(1)公募対象公園施設」「(2)特定公園施設(公園全体)」の記載で「最大4枚」、そのほかに「別途、図面・パース等を任意の様式（A3等）で複数枚添付して良い」という理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	様式集	—	様式5	公募対象公園施設の整備計画において、提出時に代表企業が建物、施設を建築する内容から、構成企業（予定）が建物、施設を設置する計画に変更しても宜しいでしょうか。	公平性を担保する観点から提出後の計画修正を行うことはできません。ただし、本市と協議のうえで本市が認める場合は、この限りではありません。
33	—	—	—	工事期間中は公園全体を使用禁止にできるか	工事期間中は公園全体を使用禁止にできます。
34	—	—	—	現状の雨水排水の図面データを頂く事は可能でしょうか。	資料11 排水平面図を掲載いたします。 ※現状とは異なる場合があります。
35	—	—	—	現公園のすべての図面データ（詳細図含む）を貸与願いたい	資料9～資料15を掲載いたします。 ※現状とは異なる場合があります。
36	—	—	—	本件土地の過去の地盤調査・敷地測量データを公開頂けますか。	提供できるデータはありません。